

在宅医療のご案内

社会福祉法人淳涌界 あいち診療所おふくろ

愛知県弥富市又八二丁目 127-2

TEL 0567-67-7202

FAX 0567-69-7202

在宅医療のご案内

人生の最後を家で家族に囲まれながら静かに迎えたいと希望される方は沢山いらっしゃいます。今ご家族を家で介護しようとするのには、いろいろな訳がおありのことと思います。いずれにせよ家で介護することは大変なことです。ご病人はさぞお喜びになられることでしょう。しかし、私共あいち診療所おふくろの在宅医療を申し込まれる前に、このパンフレットをお読みにになり、もう一度当診療所の在宅医療の選択が最善かどうかご検討ください。

あいち診療所おふくろの在宅医療に対する考え方

当診療所の在宅医療を開始するとほとんどの患者さんは以前より元気になります。それは、『病院にいるよりも家にいるほうが元気になる』と判断できる患者さんにしか在宅医療を始めないからです。ではどのような患者さんが『病院にいるよりも家にいるほうが元気になる』のでしょうか。このことを考えるには、まず病院と在宅との違いをはっきりさせる必要があります。

	病院	在宅
検査	必要に応じあらゆる検査ができる	採血ぐらいしか出来ない 検査の為には移動が必要
診断	早い、確定診断が可能	確定診断が困難
治療	治療機械がそろっている	内服薬、せいぜい点滴まで
医師	いつもいる	いない
看護師	いつもいる（3交代）	いない
介護者	看護師、付添婦	家族
環境	施設基準（最低保証）	基準なし（家族による）
食事	基準給食（最低保証）	基準なし（家庭食）
生活	あまり尊重されない（中断）	今までの生活が継続できる
自由度	制限あり	かなり自由

さて在宅だと、医師はいない、看護師はいない、検査診断は病院にはかなわない、治療もしくいのです。病院よりも患者さんが元気になるとしたら環境、食事、生活の質、自由度で病院よりも良い条件が揃った時なのです。それはすべて介護者にかかっていると言っても言い過ぎではないでしょう。家で介護するということは大変なことです。病を患った家族が病院にいるときより元気になり、生き生きしてきたときの喜びは介護の大変さを忘れさせてくれるのに十分ですが、ひとりだけで介護し続けるのは大変なことです。

もし他の家族、特に同居している家族が家で看ることに賛成していないとその苦労をねぎらうどころか、足を引っ張られることも少なくありません。同居家族の協力なしには、環境、食事、生活、自由度などを病院に勝てるものにするのは困難なのです。また家で一生懸命看っていても、遠くの兄弟などが病院に入れないことを非難し始めたりすると、それに抗しきれ

ないことがしばしばあります。

本人が家にいたいと思うことはもちろん必要条件ですが、

あなたの家庭で在宅医療に反対している人はいませんか？

そういう家族がいるのなら、まず家族の中で病人を看ることについてもう一度話し合ってください。

家族全員が在宅医療に賛成した方に

在宅医療を提供する医療機関はいくつかあります。介護支援専門員に相談すれば、訪問診察をしてくれる医療機関はいくつか紹介してもらえますでしょう。

当診療所は開設時より『受け手になったときに安心出来る医療システムの構築』を目標に掲げ在宅医療に取り組んできました。私たちは患者さんをお引き受けしたときに、その患者さんが病院にいたときよりも元気になって頂くための取り組みをします。

病院よりもいい状態を作る為には、環境、食事、生活などが整わなくてはなりません。そして、在宅医療の奥義は（診断、治療では病院に負けますから）診断、治療が必要のない状態を継続することなのです。

医師も看護師もいつも側にいないわけですから、介護者が時にはその代わりをしなければなりません。（実はそれは、その気さえあれば大変なことではないのです。）

訪問看護では、介護者が生活などを整えていくために環境、食事、排泄などのお手伝いをすると同時に患者さんの状態の微妙な変化を早期に客観的にとらえ、診断、治療の要らない状態を作る方法をご指導いたします。そのなかで今までの生活様式を変えていかなければならないことも出てくるかもしれません。

居宅療養管理指導に関する説明書（介護予防含む）

1 当院は、愛知県知事指定の居宅療養管理指導実施施設です。（事業所番号 2317500383）

2 居宅療養管理指導の目的

医師が行う居宅療養管理指導は、居宅介護支援事業者（ケアマネージャー）が作成する居宅サービス計画（ケアプラン）に必要な情報の提供や、利用者・家族等に対する療養上必要な指導・助言を行います。

3 実施時間

- ・ 医師による居宅療養管理指導（月～金曜日の午後）
通常の場合、訪問診察や往診時に行います。また、電話での相談には随時応じております。
なお、居宅介護支援事業所への情報提供については随時行います。

4 利用料等

<介護保険の利用料>

医師による居宅療養管理指導費（Ⅰ）（月2回を限度）

- ・ 在宅時医学総合管理料を算定しない月：1回につき **515** 単位
- ・ 特定施設入居時医学総合管理料を算定しない月：1回につき **446** 単位

医師による居宅療養管理指導費（Ⅱ）（月2回を限度）

- ・ 在宅時医学総合管理料を算定する月：1回につき **299** 単位
- ・ 特定施設入居時医学総合管理料を算定する月：1回につき **260** 単位

※上記単位数の、1割又は2割又は3割をご負担いただきます。

<その他の費用>

- ① 訪問診察や往診、それに伴う治療の費用、及び、治療に関する電話相談の場合は、医療保険として取り扱われるため、後期高齢者医療対象者の場合は、一部負担金が別途かかります。後期高齢者医療対象者でない方は、医療保険等の給付割合による一部負担金がかかります。
- ② 居宅療養管理指導を実施した場合は、次の通り交通費がかかります。

通常の事業の実施地域（弥富市・愛西市・津島市・蟹江町・飛島村・木曾岬町・桑名市長島町）：無料

通常の事業の実施地域を超えた地点から、片道1キロメートル 50円

5 秘密保持

- ① 居宅療養管理指導を実施するにあたって知り得た秘密は漏らしません。
- ② ただし、居宅介護支援事業者が居宅サービス計画（ケアプラン）作成のために患者さんの情報を提供する必要があります。この情報については、患者さん又は家族の了解のもとで、居宅介護支援事業者に提供します。

6 相談・苦情処理

居宅療養管理指導等に関する相談や苦情があれば、いつでも医師にご相談下さい。
苦情については必要な対応をお願いします。

在宅療養支援診療所について

在宅療養支援診療所とは、地域における在宅医療を担う診療所として、365日24時間いつでも往診・訪問看護に対応していることを評価したもので、つぎのような施設基準を満たすことが求められています。

保険医療機関である診療所であること
24時間連絡を受ける医師または看護職員を配置し、その連絡先を文書で患家に提供する事
24時間往診可能な体制を確保し、往診担当医の氏名担当日等を文書で患家に提供する事
当該診療所の医師の指示に基づき、24時間訪問看護の提供が可能な体制を確保し、その担当看護職員の氏名、担当日等を文書で患家に提供する事
医療サービスと介護サービスとの連携を担当する介護支援専門員と連携していること。
当該診療所における在宅看取り数を報告すること等

あいち診療所おふくろはこの施設基準を満たし、今後在宅療養支援診療所として皆様の在宅療養の支援を今まで以上に充実したものにしていける覚悟です。

この在宅療養支援診療所としてのサービスを提供するに当たり、連携する医療機関、訪問看護ステーション等とサービス提供に必要な情報を共有することが求められています。勿論各々の事業所が守秘義務を負っているのはご承知の通りですが、この情報共有に関しても予め皆様に同意を得ることが義務付けられています。恐縮ですが別紙の同意書の提出につきご協力いただきますようお願い申し上げます。

この案内をお読みになって、あいち診療所おふくろの在宅医療を希望される方はお電話で来所日時をご連絡下さい。尚、来所時には『医療保険証』『介護保険証（お持ちの方）』と一緒に同封の『在宅医療の申込みと同意書』に必要事項をご記入のうえご持参ください。

社会福祉法人淳涌界 あいち診療所おふくろ
愛知県弥富市又八二丁目 127-2
TEL 0567-67-7202
FAX 0567-69-7202

在宅医療の申込みと同意書

『在宅医療のご案内』を検討した結果、あいち診療所おふくろの在宅医療を受けたいと思います。

あいち診療所おふくろが在宅療養支援診療所であること、居宅療養管理指導実施施設であることを理解し、その在宅医療のサービスを受けるにあたり、必要な私の個人情報をあいち診療所おふくろが連携する医療機関や居宅介護支援事業者等と必要な範囲において共有されることに同意します。

令和 年 月 日

患者様ご氏名

印

*患者様がご自分で書けない場合、ご家族の方にご記入をお願いします。

住所

電話番号

患者様との続柄

ご家族のご署名

印